

日本学生ゴルフ連盟 規約

総 則

第1章 名称および所在地

(名称)

第1条 本連盟は、日本学生ゴルフ連盟と称する。

(主たる目的)

第2条 本連盟は、事務所を東京都千代田区神田三崎町3-9-3
チヨダビル4階におく。

(目的)

第3条 本連盟は、日本に所在する全日制大学のゴルフ部に在籍する学生
の人間形成・体位向上・スポーツ精神の涵養及び親睦を図ることを
その目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 競技会の企画、運営
- (2) ゴルフのエチケット、ルール、技術に関する研究並びに啓蒙
- (3) その他前条の目的の達成に付帯又は関連する事業

第2章 構 成 員

(構成員)

第5条 本連盟の構成員は、北海道学生ゴルフ連盟、関東学生ゴルフ連盟、
中部学生ゴルフ連盟、関西学生ゴルフ連盟、中四国学生ゴルフ連
盟、九州学生ゴルフ連盟とする。

(加盟)

第6条 本連盟の目的に賛同し、加盟した者を構成員とする。

2. 構成員となるには、本連盟所定の様式による申し込みをし、理事
会の承認を得るものとする。

(構成員の費用負担)

第7条 構成員は、分担金を支払わなければならない。

2. 前条第2項の規定に基づき、新たに構成員となったものは、新規盟費を支払わなければならない。

(構成員の報告義務)

第8条 構成員は、自己の連盟に加盟する大学のゴルフ部(以下、「加盟校」といいます。)又は個人加盟者において、暴力・セクハラ等の違法行為が発覚した場合、当該行為の内容及びその対応状況について、本連盟に報告しなければならない。

2. 構成員において、賞罰を実施した場合も前項と同様とする。

(退会)

第9条 構成員は、本連盟所定の様式による退会の申し入れを行い、理事会の承認を得て、本連盟を退会することができる。

(除名)

第10条 本連盟の構成員が、本連盟の名誉を毀損し、本連盟の目的に反する行為をし、又は構成員としての義務に違反する行為をしその他除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議により、その構成員を除名することができる。

(構成員の資格喪失)

第11条 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)解散したとき
- (3)除名されたとき
- (4)全構成員の同意があったとき

第3章 本連盟の競技者

(競技者)

第12条 本連盟の競技者とは、本連盟の主催する競技に参加する学生であり、アマチュアゴルファーとしてゴルフ競技を行う者をいう。

(資格)

第13条 本連盟の競技者は、次に定める事項をすべて満たさなければならない

ない。

- (1)各構成員の手續に基づき登録された競技者又は各構成員で競技者として認められた者であること
 - (2)本連盟競技規程第2章に基づき競技者に登録された者であること
 - (3)公益財団法人日本ゴルフ協会(以下、「日本ゴルフ協会」という。)のアマチュア規則を遵守していること
 - (4)各構成員の競技者として登録されてから4年間経過(以下、「登録期間」という。)していないこと。ただし、学校で認められた留学、病気、その他の理由でクラブを1年以上休部し、かつ、当該休部中に本連盟が主催する試合に出場していない場合には、その年を登録期間に数えない。なお、初年度の1年は、本連盟の競技者として初めて登録された日から、次に迎える3月31日までを1年として計算する。
2. 学校教育法(改正平成三十年法三九)第84条及び第86条に定める通信による教育を行う学部にも所属する学生および外国人留学生のうち留学ビザの交付を受けていない者については、競技者としての登録を認めない。

(承諾事項)

第14条 本連盟の競技者は、次の事項を予め承諾する。

- (1)本連盟が取得する競技者の個人情報をも本連盟が目的を達するための活動の範囲内で他に提供すること及び競技結果の記録を保存・公表すること。
- (2)本連盟の活動に関する報道及び広報のため又は本連盟の目的の範囲で利用するために、肖像権を本連盟に譲渡すること。

第4章 総 会

(最高決定機関)

第15条 定時総会及び臨時総会(以下、「総会」という。)は、本連盟の最高決定機関とする。

2. 総会は、会長、連盟委員長、連盟副委員長、事務局長、競技委員長、副競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長(以下、「総会の

構成員」という。)をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)会長及び監事の選任
- (2)前年度活動報告
- (3)当年度活動計画
- (4)前年度決算
- (5)当年度予算
- (6)規約改正
- (7)構成員の除名
- (8)その他の重要な事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎会計年度末日から3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)総会の構成員の半数以上により会議の目的及びその理由を示して招集の請求があったとき
- (3)前号の請求があった日から2週間以内に臨時総会の招集の通知が発せられない場合に、同請求をした総会の構成員が招集したとき

(招集)

第18条 総会は、前条第2項(3)の場合を除き、理事会の決定に基づき、会長が招集する。

2. 総会の招集通知は、総会開催日の1週間前までに総会の構成員に対して発する。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、総会の総構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席した議決権者の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第20条 総会の構成員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき総会の構成員（当該事項について議決権

を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2. 前項の規定により総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、そのときに当該総会が終了したものとみなす。

(議決権)

第21条 総会の構成員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときその他会長がやむを得ない理由により欠席した場合は、あらかじめ理事会で定めた順序にしたがい他の者がこれにあたることとし、当該総会において議長を選出する。

2. 総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。
3. 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、開催日時、場所、出席した総会の構成員並びに議事の経過の要領及びその結果その他重要事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長又は総会において指名された者がこれに署名又は記名押印し、総会の日から10年間、主たる事務所に保管するものとする。

第5章 理 事 会

(構成)

第24条 本連盟に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、本規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督

- (3)総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (4)本連盟への加盟又は退会
- (5)本連盟の運営に関する規則の制定, 変更及び廃止
- (6)その他本連盟の運営に関する重要事項

(開催)

第26条 理事会は、毎年1回以上開催する。

- 2. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)総理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3)前号の請求があった日から2週間以内に、理事会の招集の通知が発せられない場合に、同請求をした理事が招集したとき

(招集)

第27条 理事会は、前条第2項(3)の場合を除き、会長が招集する。

- 2. 理事会の招集通知は、理事会開催の日の1週間前までに各理事及び監事に対して発する。
- 3. 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときその他会長が欠席した場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により他の者がこれにあたる。

- 2. 前項により議長となる者がいない場合、理事会において議長を選出する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第30条 理事又は会長が、理事会の決議の目的である事項について提案し

た場合、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、開催の日時、場所、出席した理事並びに議事の経過の要領及びその結果その他重要事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長又は理事会で指名された者がこれに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項については、この規約に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 常任理事会

(常任理事会)

第33条 本連盟に常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、すべての常任理事により構成される。

(権限)

第34条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1)各構成員に加盟する大学及び同大学ゴルフ部に所属する学生に対する戒告、譴責、出場停止、本連盟主催試合の出入禁止の処分

(2)理事会の決議に基づき、委任を受けた事項

(開催)

第35条 常任理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長又は副会長が必要と認めたとき。

(2)総常任理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 常任理事会は、会長が招集する。

2. 常任理事会の招集通知は、常任理事会開催の日の1週間前までに各常任理事及び監事に対して発する。

3. 常任理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく常任理事会を開催することができる。

(議長)

- 第37条** 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときその他会長が欠席した場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により他の者がこれにあたる。
2. 前項により議長となる者がいない場合、理事会において議長を選出する。

(決議)

- 第38条** 常任理事会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる常任理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。
2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第39条** 常任理事又は会長が、常任理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第40条** 常任理事会の議事については、開催の日時、場所、出席した常任理事並びに議事の経過の要領及びその結果その他重要事項を記載した議事録を作成し、議長又は常任理事会により指名された者がこれに署名若しくは記名押印する。

第7章 役員

- 第41条** 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 常任理事 24人以内

- (4) 理事 43人以内
- (5) 連盟委員長 1人
- (6) 連盟副委員長 6人以内
- (7) 事務局長 1人
- (8) 競技委員長 1人
- (9) 広報局長 1人
- (10) 渉外局長 1人
- (11) 会計局長 1人
- (12) 常任委員 12人以内
- (13) 監事 2人以内

2. 前項の(1),(2)及び(13)は、各構成員に加盟する大学ゴルフ部に所属する学生以外の者、(5)から(11)は、各構成員に加盟する大学ゴルフ部に所属する学生とする。

(会長)

第42条 会長は、総会の決議によって選任する。

- 2. 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- 3. 会長の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(副会長)

第43条 副会長は、構成員の会長が務めなければならない。ただし、構成員の会長が本連盟の会長に選任された場合には、同じ構成員の副会長が本連盟の副会長を務めなければならない。

- 2. 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 3. 副会長の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(理事の指名及び任期等)

第44条 会長は、理事の指名に当たり、各構成員から次の区分に応じた人数の推薦された者を指名しなければならない。

- (1) 北海道学生ゴルフ連盟から3名以内
- (2) 関東学生ゴルフ連盟から12名以内
- (3) 中部学生ゴルフ連盟から4名以内

- (4) 関西学生ゴルフ連盟から 5 名以内
 - (5) 中四国学生ゴルフ連盟から 3 名以内
 - (6) 九州学生ゴルフ連盟から 3 名以内
 - (7) 学識経験者 5 名以内
2. 会長は、理事の指名にあたり、次の者を理事に指名しなければならない。
- (1) 副会長
 - (2) 連盟委員長
 - (3) 連盟副委員長
 - (4) 事務局長
 - (5) 競技委員長
 - (6) 広報局長
 - (7) 渉外局長
 - (8) 会計局長
3. 会長は当然に理事を兼ねる。
4. 理事の任期は、指名後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、本条第 2 項(2)から(8)の役員を兼務する理事の任期は、指名後最初に迎える 1 2 月 3 1 日までとする。
5. 理事は、正当な理由なく、職務上知り又は知り得た秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(常任理事)

第45条 常任理事は、前条の理事の中から、次の区分に応じ一定の人数を会長が指名する。

- ア 北海道学生ゴルフ連盟から 1 名以内
 - イ 関東学生ゴルフ連盟から 6 名以内
 - ウ 中部学生ゴルフ連盟から 2 名以内
 - エ 関西学生ゴルフ連盟から 3 名以内
 - オ 中四国学生ゴルフ連盟から 1 名以内
 - カ 九州学生ゴルフ連盟から 1 名以内
2. 常任理事は、常任理事会の決議に基づき、本規約に定められた事項のほか、理事会の委任を受けた事項の意思決定を行う。

3. 常任理事が理事としての地位を失ったときは、常任理事としての地位も失う。

(連盟委員長)

第46条 連盟委員長は、常任委員会において各構成員の委員長の中から選出する。

2. 連盟委員長は、本連盟の業務を執行する。
3. 連盟委員長の任期は、就任後最初に迎える12月31日までとする。

(連盟副委員長)

第47条 連盟副委員長は、常任委員会において、構成員の委員長から選出する。ただし、構成員の委員長が前条の連盟委員長に選出された場合、同じ構成員の副委員長を連盟副委員長に選出することができる。

2. 連盟副委員長は連盟委員長を補佐し、連盟委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
3. 連盟副委員長の任期は、就任後最初に迎える12月31日までとする。

(事務局長・競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長)

第48条 事務局長・競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長は、連盟委員長及び連盟副委員長の合議により、連盟委員長が指名する。

2. 事務局長・競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長は、それぞれの担当事務を執行する。
3. 本条第1項に掲げる者の任期は、就任後最初に迎える12月31日までとする。

(常任委員)

第49条 常任委員は、各構成員から最大2名の推薦を受け、その中から連盟委員長が任命する。

2. 常任委員は、委員長の指示を受け、会務を補佐する。
3. 常任委員の任期は、就任後最初に迎える12月31日までとする。

(監事)

第50条 監事は総会の決議によって選任する。

2. 監事は、本連盟の会計および業務執行を監査する。

3. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(参与)

- 第51条** 参与は、一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟から推薦された者の中から、会長が指名する。
2. 参与は、本連盟の活動、または一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟と協調を図る活動に関し、会長の諮問に応ずる。
 3. 参与の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(役員の補欠・増員)

- 第52条** 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
2. 役員がその任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選任される役員が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(役員資格)

- 第53条** 役員は、別に定める反社会的勢力の排除及び職務規程の遵守の誓約書に署名押印しなければならない。

(解任)

- 第54条** 会長及び監事以外の役員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。
- (1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 会長又は監事が次の各号に該当するときは、理事会の決議に基づき招集された総会の決議で解任することができる。
 - (1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第8章 委 員 会

(常任委員会)

第55条 常任委員会は、連盟委員長が必要に応じて招集し、連盟委員長の選任の他連盟委員長が提起する議題について審議する。

2. 常任委員会は、連盟委員長、連盟副委員長、事務局長・競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長及び常任委員をもって構成される。

(可否同数)

第56条 本章の委員会の議決にあたり、可否が同数になった場合、各委員会の議長が可否を決する。

(議決権)

第57条 本章の委員会の議決権について、連盟委員長、連盟副委員長、事務局長・競技委員長、広報局長、渉外局長、会計局長及び常任委員は、各1票の議決権を有する。

(委員会の設置)

第58条 本連盟の目的・活動を遂行するために、理事会は必要に応じて委員会を設置する事ができる。

(議事録)

第59条 本章に定める委員会の議事については、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを主たる事務所に保存する。

第9章 指 導 者

(指導者の責務)

第60条 各構成員に加盟する加盟校の部長、監督又はコーチ等加盟校の役職に就き、学生の指導を継続的に行っている者（以下、「指導者」という。）は、法令を遵守して学生の指導を行わなければならない。

(遵守事項)

第61条 各構成員の加盟校の指導者は、本連盟規約、本連盟が定める規程及び日本ゴルフ協会のアマチュア資格規則を各構成員の加盟校に所属するゴルフ部員に遵守させなければならない。

(罰則)

第62条 各構成員の加盟校に所属する学生に本連盟規約、本連盟が定める規程及び日本ゴルフ協会のアマチュア資格規則に違反があった場合、当該違反のあった加盟校に所属する学生の当該加盟校の指導者に対して、理事会の決議に基づき、指導停止、試合会場への来場禁止の処分をすることができる。

第10章 名誉会長・顧問

(名誉会長)

第63条 本連盟に名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は理事会の決議を経て、本連盟の会長経験者で本連盟に対して特別の功労があった者の内から会長が委嘱する。名誉会長は終身とする。

(顧問)

第64条 本連盟に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の決議を経て、学識経験者の内から会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長及び副会長の同意を得た場合に限り、総会に出席し、加盟校からの質問に回答することができる。
4. 顧問の任期を1年とし、再任は妨げない。

第11章 内部通報

第65条 本連盟は、理事会が定める内部通報規定に従い、内部通報窓口を定めることができる。

第12章 会計

(運営費)

第66条 本連盟の運営費は、各構成員の分担金、寄付金、その他による。

(納付)

第67条 構成員は分担金を納めなければならない。

(会計年度)

第68条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日までとする。

(旅費)

第69条 役員が本連盟の業務を行う場合、本業務の旅費その他実費については、理事会が定める旅費規程に基づき、本連盟に対し、本業務に要した旅費その他実費の支払をもとめることができる。

第13章 賞 罰

第70条 本連盟は成績優秀で模範となる本連盟の競技者又は本連盟の出身者を常任理事会の議を経て会長がこれを表彰する。

第71条 構成員、構成員に加盟する大学ゴルフ部、同ゴルフ部に所属するゴルフ部員若しくは個人加盟者（以下、「違反行為者」という。以下この項において同じ）が、本連盟の目的に反し不名誉な行為又は本規約若しくは本連盟が定める規程に反する行為（以下、「当該行為」という。以下この項において同じ。）をしたときは、常任理事会の決議に基づき、違反行為者に対して戒告、譴責、出場停止、本連盟主催試合の出入禁止の処分により罰するほか、違反行為者の所属する大学ゴルフ部又は同ゴルフ部の指導者の一方ないし双方に、戒告、譴責、出場停止、本連盟主催試合の出入禁止の処分をすることができる。

2. 構成員に加盟する大学ゴルフ部、同ゴルフ部に所属するゴルフ部員若しくは個人加盟者（以下、「違反行為者」という。以下この項において同じ）が同構成員の目的に反し不名誉な行為又は同構成の規約若しくは同構成員が定める規程に反する行為（以下、「当該行為」という。以下この項において同じ。）をし、構成員が違反行為者に対し違反行為者に不利益な処分をしたときは、常任理事会の決議に基づき、違反行為者に対して戒告、譴責、出場停止、本連盟主催試合の出入禁止の処分により罰するほか、違反行為者の所属する大学ゴルフ部又は同ゴルフ部の指導者の一方ないし双

方に、戒告、譴責、出場停止、本連盟主催試合の出入禁止の処分をすることができる。

第72条 競技規程は別にこれを定める。ゴルフ規則、アマチュア資格規則は日本ゴルフ協会発行の最新のゴルフ規則による。

附 則

第1条 この規約は、令和3年（2021）4月1日より施行する。